

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第7回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年12月24日（金） 午前9時30分～午前10時4分

場 所 全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第7回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、6番重吉委員、7番池田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は地目が畑、〇〇字〇〇番、面積は2,056㎡となっております。</p> <p>申請地は、木が繁茂しており、今後農地として利用することが困難であるため、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1番委員	<p>非農地の現地調査を報告します。</p> <p>12月14日私と森委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請人は、〇〇〇〇さんで現地を確認したところ周囲は森林に囲まれ、申請地も杉や雑木等が生えていました。申請人の〇〇〇〇さんの先代が数十年前に杉を植栽してしまい、今後農地に復旧するにはかなり厳しいと思われまます。以上の理由から非農地として判断いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。

議 長	<p>議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号農地法第3条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は4ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図2ページから御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は1件でございます。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>申請人の〇〇〇〇さんの経営規模拡大によるもので何ら問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第2号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第3号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。議案書6ページをお開きください。</p> <p>今月は、田7筆6,359㎡、畑8筆8,460㎡の合計15筆14,819㎡の利用権設定がありました。 それでは、順番に説明いたします。</p> <p>1番は、新規契約で5年間の使用貸借です。</p>

	<p>2番は、新規契約で6年間の賃貸借です。</p> <p>3番は、再契約で5年間の賃貸借です。</p> <p>4番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園 秀彦との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回出て参ります。</p> <p>まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。</p> <p>4番は、19年間の賃貸借です。</p> <p>5番は、19年間の使用貸借です。</p> <p>6番から9番は10年間の賃貸借です。</p> <p>10番以降は、耕作者と公社との契約になります。</p> <p>10番は、19年間の賃貸借です。</p> <p>11番は、19年間の使用貸借です。</p> <p>12番から15番は、10年間の賃貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3番委員	<p>1番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。</p> <p>2番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん6年間の賃貸借の新規契約で問題ありません。</p> <p>3番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありますか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第3号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、第7回総会を終了します。</p>

垂水市農業委員会

会 長 葛 迫 巧

署名委員 重 吉 伸 哉

署名委員 池 田 穰 二